

茨城県報

第5551号

昭和42年11月2日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

規 則

(公安委員会)

- 派出所・駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部改正……………1

告 示

- 家畜伝染病の発生転帰……………2
●豚コレラ予防の移動禁止区域等の一部改正……………2
●豚コレラ予防の移入禁止区域等の一部改正……………2
●鳥獣保護区の設定……………3
●金江津地区農地交換分合計画の一部変更……………4
●高崎地区農地交換分合計画の一部変更……………4
●勝田市津田土地改良区の定款変更……………4
●田彦土地改良区の定款変更……………4

- 新谷利市ほか183名土地改良事業の縦覧……………4
●日川土地改良区換地計画の変更……………5
●基本測量の実施……………5
●公有水面埋立て免許……………5
●建築基準法に基づく道路の位置の指定……………6

(公安委員会)

- 道路の通行禁止、制限その他の交通規制の一部改正……………6
●緊急自動車の指定の取消しおよび指定……………11
●交通信号機を設置し管理する場所の一部改正……………12

公 告

- 肥料の登録……………12
●肥料登録有効期間の更新……………13
●宅地建物取引業者の免許……………13

規 則

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第10号

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和42年11月2日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所等の設置並びにその名称、位置及び所轄区域に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2 (2)巡査駐在所名称、位置受持区域の部菅谷警察署の款中

鴻巣巡査駐在所	那珂町大字鴻巣	那珂町飯田、戸崎、鴻巣
---------	---------	-------------

を

飯田巡査駐在所	那珂町大字飯田	那珂町飯田, 戸崎, 鴻巣
---------	---------	---------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1440号

家畜伝染病が次のとおり発生並びに転帰した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

病 名	発生(決定)月日	発生頭数	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	10 月 19 日	9 頭	殺処分 9 頭	筑波郡筑波町
"	10 月 21 日	42 "	殺処分 40 " 死 亡 2 "	新治郡新治村
"	"	26 "	殺処分 26 "	" 出島村
"	10 月 25 日	26 "	" 26 "	" 玉里村
"	10 月 26 日	10 "	" 9 " 死 亡 1 "	" 出島村

累計 755頭

茨城県告示第1441号

昭和42年8月28日茨城県告示第1100号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移動禁止区域等を次のとおり改める。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 移動禁止区域中 筑波郡筑波町大字田中, 水森, 山木, 新治郡新治村大字小高, 新治郡出島村大字戸崎, 内加茂, 八田および新治郡玉里村城之内, 大井戸, 平山地区を加え, 行方郡玉造町大字甲のうち緑ヶ丘地区, 下館市林, 石塔筑瀬, 柴山, 谷部, 泉, 石塔新田, 猪瀬, 中館地区を削る。

茨城県告示第1442号

昭和42年3月30日茨城県告示第412号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等の指定を次のように改める。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 移入禁止区域中に 千葉県君津郡を加える。

茨城県告示第1443号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区を設定したので、同法施行規則(昭和25年農林省令第108号)第18条の規定により告示する。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 名 称 東海鳥獣保護区

2 区 域

那珂郡東海村大字豊岡における久慈川に架設されている久慈大橋の南端を起点とし、同地点から国道245号線を南に進み大字箕輪において同国道と交差する旧国道に達し同地点から旧国道を南に進み、大字鯉沼において同国道と交差する村道鯉沼線に達し、同地点から同村道を西に進み、真崎浦9号橋本側堤防に達し、同地点から堤防を東北に進み、大字村松小字新町において国道245号線に架設されている宮前橋に達し同地点から国道を北に進み、同国道と交差する村道16号線に達し、同地点から同村道を西北に進み、大字白方小字原において同村道と交差する村道840号線に達し、同地点から同村道を北東に進み、大字豊岡において同村道と交差する久慈川南側堤防に達し、同地点から同堤防を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 面 積 408ヘクタール

4 存続期間 昭和42年11月1日から昭和46年10月31日まで

1 名 称 愛宕山鳥獣保護区

2 区 域

西茨城郡岩間町における県道石岡笠間線の仲町十字路を起点として同地点から同県道を石岡市に向つて進み、新治郡八郷町との境界線に達し、同地点から同境界線を右折して岩間町中村と八郷町真家間の町道を横断して境界線を西へ進み、愛宕山南方における同町駒界不動堂からの小道との交差点に達し、同地点から同小道を右折して不動堂入口の町道に達し、同地点から同町道を駒場、大古沢、大網を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 面 積 668ヘクタール

4 存続期間 昭和42年11月1日から昭和52年10月31日まで

1 名 称 水戸鳥獣保護区

2 区 域

水戸市谷津町地内県道水戸全隈線との交差点を起点として同地点から県道石塚内原線を北に進み、同市木葉木町字本郷における朝房山に通ずる林道との交差点に達し、同地点から同林道を西北に進み、朝房債現神社参道入口を経て更に東に進み藤井川右岸に達し、同地点から同川の右岸にそつて下り藤井川発電所前に達し、同地点から農道を北東に進み、東茨城郡常北町小松公民館における同農道と交差する県道水戸成沢線に達し、同地点から同県道を東に進み、同町前側にお

ける同県道と交差する県道石塚内原線に達し、同地点から県道石塚内原線を南に進み、同県道に架設されている白雲橋に達し、同地点から前沢川南側堤とうを下り、県道水戸成沢線に架設されている「さかした橋」に達し、同地点から同県道を東南に進み、水戸市成沢町井戸向における同県道と全限に通ずる市道との交差点に達し、同地点から同県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一門の区域

3 面 積 1,200ヘクタール

4 存続期間 昭和42年11月1日から昭和52年10月31日まで

茨城県告示第1444号

昭和32年3月30日 茨城県告示第244号で告示した 河内村金江津地区農地交換分合計画の一部変更については認可した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1445号

昭和34年3月30日 茨城県告示第260号で告示した 玉里村高崎地区農地交換分合計画の一部変更については認可した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岸 上 二 郎

茨城県告示第1446号

昭和42年9月8日付で勝田市津田土地改良区から申請のあつた定款変更を10月25日認可した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1447号

昭和42年9月8日付で田彦土地改良区から申請のあつた定款変更を10月25日認可した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1448号

昭和42年4月28日付で猿島郡猿島町大字逆井792—2新谷利市ほか183名から申請のあつた土地改良事業(共同施行)は適当と決定したので、土地改良法第95条第3項において準用する同法第8条第5項の規定によつて関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類の名称

(7) 城東地区土地改良事業共同施行規約写し

(4) 城東地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和42年11月10日から
昭和42年11月30日まで } 21日間

3 縦覧の場所 猿島町役場

茨城県告示第1449号

昭和42年10月14日付で鹿島郡神栖村大字溝口4991番地に事務所を置く日川土地改良区から申請のあつた昭和42年7月20日付耕二指令第190号で認可した換地計画にかかる変更認可申請については、土地改良法の一部を改正する法律(昭和39年法律第94号)付則第12項の規定に基づき改正前の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項の規定により昭和42年10月27日認可したから同法同条第8項の規定により告示する。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1450号

測量法第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施するので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量(二等重力測量)
- 3 作業期間 昭和42年11月2日から昭和42年12月9日まで
- 4 作業地域 土浦市、竜ヶ崎市、稲敷郡、北相馬郡

茨城県告示第1451号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により次の公有水面の埋立てを免許した。

昭和42年11月2日

土浦港湾管理者の長

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
土浦市下高津町520番地
土 浦 市
- 2 埋立てを免許した公有水面
土浦市川口町5122番地先
土浦港港湾区域(内港)

3 埋立ての面積

4,700平方メートル

4 埋立ての目的

自動車駐車場用地造成のため

5 埋立工事の着手及びしゅん工年月日

着 手 日 免許の日から60日以内

しゅん工期日 昭和43年10月31日

6 埋立免許年月日

昭和42年10月25日(港指令第53号)

茨城県告示第1452号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 指 定 年 月 日 昭和42年11月2日

2 指 定 の 位 置 猿島郡総和村上辺見鹿養犬道北383

3 道路の幅員及び長さ 幅員 4.00m

延長 20.00m

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第22号

道路の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和36年茨城県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正し、昭和42年11月10日から施行する。

昭和42年11月2日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

最高速度の部中

139	県 道	常陸太田市西3丁目2141番地先から宮本町279の2番地先まで	1.5 キロメー トル	35 キロメー トル	35 キロメー トル	午前6時から 午後9時まで	太 田
140	"	同市山下町756番地先から宮本町279の2番地先まで	1.6 "	"	"	"	"

を

139	県 道	常陸太田市山下町1043番地先から 同市宮本町279の2番地先まで (常陸太田駅前から竹沢材木店脇まで)	2.1 キロメートル	40 キロメートル	40 キロメートル	午前7時から 午後8時まで	太 田
140	市 道	同市山下町952番地先から 同市宮本町279の2番地先まで (安藤商店前から竹沢材木店脇まで)	2.2 キロメートル	"	"	"	"

に改める。

駐車禁止の部中第247号の次に次の2号を加える。

248	県 道	真壁郡協和町大字門井58の2番地先から 同町大字三郷817番地先まで (海老沢酒府前から中島方前まで)	1.5 キロメートル	終 日	自 動 車 (二輪車を除く)	下 館
249	町 道	真壁郡協和町大字新治2003の6番地先から同所大字細田5の2番地先まで (海老沢方前から岩淵方前まで)	0.4 "	"	"	"

同部中

23	6 号 国 道	日立市助川町2丁目15番1号先から同市同町1丁目1番1号先まで (助川小学校正門前から日立市役所前まで)	1.0 キロメートル	午前7時から 午後1時まで 道路両側 午後1時から 午後7時まで 道路東側	自 動 車 (二輪車及び貨物の積卸しを除く)	日 立
----	------------	---	---------------	--	---------------------------	-----

を

23	削 除
----	-----

に、

153	国 道 6 号線	日立市金沢町1982の2番地先から同助川町2丁目15番1号先まで (塙山社宅入口交差点から助川小学校正門前まで)	5.8 キロメートル	終 日	自 動 車 (二輪を除く)	日 立
-----	-------------	---	---------------	-----	------------------	-----

154	〃	日立市助川町1丁目1番1号先 から滑川山下町168番地先まで (日立市役所前から山下町十字 路まで) 道路両側	1.4 〃	〃	〃	〃
-----	---	---	----------	---	---	---

を

153	削 除
154	〃

に改める。

一時停止の部中第1094号の次に次の49号を加える。

1095	日立市川尻町4丁目92番地先(木村方前)	日 立
1096	日立市川尻町中河原1770の2番地先(上州屋脇)	〃
1097	日立市川尻町3丁目126番地先(蛭田方前)	〃
1098	日立市宮田町1991の1番地先(小沢方前)	〃
1099	日立市宮田町1932番地先(和田方前)	〃
1100	日立市助川町1丁目11番21号先(柴田方前)	〃
1101	日立市助川町1丁目5番3号先(岡部方前)	〃
1102	日立市鹿島町1丁目21番1号先(大高方前)	〃
1103	日立市弁天町2丁目6番7号先(鈴木方前)	〃
1104	日立市弁天町2丁目3番5号先(阿部方脇)	〃
1105	日立市弁天町2丁目9番11号先(赤津方前)	〃
1106	日立市鹿島町2丁目10番1号先(小野寺方前)	〃
1107	日立市弁天町2丁目18番先	〃
1108	日立市弁天町2丁目16番10号先(志田菓子店前)	〃
1109	日立市弁天町2丁目10番4号先(渡辺方前)	〃
1110	日立市諏訪町原中292番地先(内田方前)	〃
1111	日立市諏訪町551番地先(小島方前)	〃
1112	日立市多賀町5丁目5番12号先(石川方脇)	〃
1113	日立市多賀町5丁目5番東南角	〃
1114	日立市多賀町4丁目6番西北角	〃
1115	日立市桜川町1丁目8番西側角	〃
1116	日立市大久保町1547の2番地先(阿部方前)	〃

1117	日立市多賀町3丁目1番1号先(平場方脇)	〃
1118	日立市多賀町1丁目19番19号先(大森方前)	〃
1119	日立市千石町1丁目19番西南角	〃
1120	日立市千石町3丁目10番15号先(津軽食堂前)	〃
1121	日立市石名坂町882の2番地先(関電気商会前)	〃
1122	日立市石名坂町858の1番地先(瀬尾方前)	〃
1123	日立市久慈町4377の1番地先(久慈電報電話局脇)	〃
1124	日立市久慈町244番地先(早川方脇)	〃
1125	日立市久慈町1192番地先(つまや商店脇)	〃
1126	日立市久慈町5773の9番地先(菊池方脇)	〃
1127	日立市久慈町1165番地先(渡辺方脇)	〃
1128	日立市久慈町128番地(鈴木方前)	〃
1129	稲敷郡阿見町大字阿見4666の1903番地先(川上方前)	土 浦
1130	稲敷郡阿見町大字飯倉1441番地先(小泉方脇)	〃
1131	稲敷郡阿見町大字飯倉1442の33番地先(石川方脇)	〃
1132	新治郡桜村大字下広岡1055の189番地先(染野方前)	〃
1133	新治郡桜村大字下広岡1105番地先(酒井方前)	〃
1134	土浦市田宿町1083番地先(金沢方脇)	〃
1135	土浦市田宿町1083番地先(保科方南)	〃
1136	土浦市永国町1062番地先(飯村方脇)	〃
1137	土浦市下高津町374番地先(木村方脇)	〃
1138	土浦市下高津町1243の1番地先(鶴田方前)	〃
1139	結城市富士見町10622の1番地先	結 城
1140	結城市下小埜3539番地先(北条方前)	〃
1141	筑波郡筑波町大字沼田116番地先(吉沢方前)	筑 波
1142	筑波郡筑波町大字沼田3の1番地先(石野方脇)	〃
1143	那珂郡那珂町大字菅谷4444の2番地先(広瀬電気店前)	菅 谷

同部中

996	結城市大字北南茂呂996番地先(舟橋商店前)	結 城
997	結城市大字北南茂呂84番地先(舟橋方前)	〃

を

996	削 除
997	〃

に改める。

横断歩道の部中第979号の次に次の18号を加える。

980	市 道	土浦市内西町2番地先から同市外西町6番地先まで (土浦小学校前から裁判所官舎前まで)	土 浦
981	国 道 6号線	土浦市大字真鍋2278の1番地先から向い側まで (七福食堂前から県南自動車学校入口まで)	〃
982	国 道 125号線	稲敷郡美浦村大字大谷1622の1番地先から向い側まで (山野方前から消防機具置場前まで)	江戸崎
983	〃	納稲敷郡東村大字石納877の1番地先から同村大字佐原下手3の1番地先まで(内野方前から東小学校前まで)	〃
984	〃	稲敷郡美浦村大字木原1545番地先から同所500番地先まで (君山方前から林方前まで)	〃
985	〃	稲敷郡桜川村大字古渡29番地先から同所304番地先まで (横山方前から水飼方前まで)	〃
986	県 道	稲敷郡新利根村大字柴崎6717番地先から同所6715番地先まで (鈴木方前から菅谷方前まで)	〃
987	国 道 50号線	笠間市笠間1194番地先から同所1350番地先まで (川辺理容所前から寺山方前まで)	笠 間
988	〃	笠間市稲田3357番地先から同所3114番地先まで (稲田小学校入口から川辺方前まで)	〃
989	〃	笠間市稲田4079番地先から同所4081番地先まで (手口方前から船戸方前まで)	〃
990	〃	西茨城郡岩瀬町大字西小槁3898番地先から同所400番地先まで (瀬尾屋酒店前から潮田薬局前まで)	〃
991	〃	西茨城郡岩瀬町大字楸田628番地先から同所620番地の3先まで (岩原方前から河口商店前まで)	〃
992	〃	西茨城郡岩瀬町大字楸田553番地先から同所626番地の7先まで (岩瀬小学校前から青柳方前まで)	〃
993	県 道	笠間市1438番地先から同所1452番地先まで (滝野方前から古川方前まで)	〃
994	〃	笠間市笠間1398番地先から同所1539番地先まで (田中屋前から関電気店前まで)	〃
995	〃	笠間市笠間1722番地先から同所1739番地先まで (笠間高校入口から柏方前まで)	〃
996	〃	笠間市笠間1689番地の1先から同所1416番地の3先まで (笠間中学校前から飯山方前まで)	〃
997	〃	西茨城郡岩間町大字下郷4107番地先から同所4046番地の1先まで (小松崎方前から仲田方前まで)	〃

同部中

307	県 道	笠間市笠間143番地先から同市笠間2684番地先まで	笠 間
-----	-----	----------------------------	-----

を

307	県 道	笠間市笠間2689番地先から同所1425番地先まで (笠間小学校前から岡本方前まで)	笠 間
-----	-----	---	-----

に改める。

通行禁止の部中第63号の次に次の1号を加える。

64	市 道	土浦市中高津129番地 市川方脇 から 同市小岩田739の3番地鈴木 歯科医院脇まで	0.9 キロメー トル	大型自動車 (路線バス を除く)	午前6時から 午後10時まで	土 浦
----	-----	--	-------------------	------------------------	-------------------	-----

茨城県公安委員会告示第23号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定を取消しおよび指定する。

昭和42年11月2日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

緊急自動車の指定中

80	茨8た0046	警 察 用	茨城県警察本部警務部長	告示26号 35.12.19
103	茨8た0032	〃	〃	〃
104	茨8た0015	〃	〃	〃
140	茨8た0240	〃	〃	〃
148	茨8た0195	〃	〃	〃
157	茨い86	〃	〃	〃
223	茨い0053	〃	〃	告示6号 37.6.1
317	茨8す2061	公共応急作業用	東京電力株式会社	告示26号 40.12.16
312	茨1た0439	鉄道復旧作業用	水戸鉄道管理局長	〃

を取消し、

54	茨8た2597	トヨベツト42年式	警 察 用	茨城県警察本部長
55	茨8た2598	トヨベツト42年式	〃	〃
317	茨8す2161	トヨベツト42年式	公共応急作業用	東京電力株式会社
312	茨8た2602	ニツサン42年式	鉄道復旧作業用	水戸鉄道管理局長

を指定する。

茨城県公安委員会告示第24号

交通信号機を設置し管理する場所(昭和36年茨城県公安委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

昭和42年11月2日

茨城県公安委員会委員長 川 島 安右衛門

公安委員会が設置し管理する場所の部中第70号の次に次の12号を加える。

71	那珂湊市5丁目5150番地先	245号国道 5丁目交差点	那 珂 湊
72	勝田市本町33番24号	県 道 堀口小入口	勝 田
73	那珂郡大宮町北1丁目5番地先	118号国道 大宮小入口	大 宮
74	日立市小木津町2780番地先	6号国道 日高電線入口	日 立
75	日立市本宮町3丁目6番17号先	市 道 大平供給所前	〃
76	日立市滑川町720番地先	6号国道 滑川十字路	〃
77	日立市城南町1丁目1番地先	市 道 小柴商店前	〃
78	高萩市東本町1丁目43番地先	6号国道 森乾物屋前	高 萩
79	土浦市大町1183番地先	県 道 大町交差点	土 浦
80	結城郡石下町原宿69の1番地先	県 道 王小入口	下 妻
81	水海道市元町3454番地先	県 道 豊水橋南側交差点	水 海 道
82	猿島郡三和村諸川1053番地先	125号国道 諸川十字路	境

公 告

●肥料の登録について

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、下記の肥料を登録した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号 茨城県 第	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)			生産業者の氏名又は名称 及 び 住 所	登 録 年 月 日
		TN	TP	TK		
1050	5.3 たね油かす粉末	5.3	2.0	1.0	萩原孝治 新治郡八郷町柿岡2079	42.10.20

●肥料登録有効期間の更新について

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、下記の肥料の有効期間を更新した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号 茨城県 第	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)			生産業者の氏名又は名称 及 び 住 所	有効期限
		TN	TP	TK		
1036	5.3 菜種油粕粉末	5.3	2.0	1.0	秋葉文 結城郡石下町本豊田577	45.11.15

●宅地建物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和42年11月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号及び 年 月 日	商号又は名称	申請人氏名	取引主任者氏名	主たる事務所の所在地
443 42.10.28	株式会社 守谷不動産	鈴木幸市	中山美啓	北相馬郡守谷町守谷甲449
444 "	株式会社 山二商事	飯岡幹雄	飯岡幹雄	土浦市敷島町3318
445 "	奥村不動産	奥村重雄	奥村重雄	猿島郡岩井町猫美23

正 誤

昭和42年9月25日茨城県報号外に登載の総和村内の字区域の変更(茨城県告示第1201号)中下記のとおり誤りがあつたから訂正する。

記

ページ	行	正	誤
5	下から 9	2170の4, 2171の1, 2171の2	2170の4, 2171の2

＊ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ＊

◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和42年4月1日から送料とも1ヵ月200円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所